

2025 にちなん応援プレミアム付商品券特定事業者（店舗）募集要領

（目的）

第1条 この要領は、国の補正予算による重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料価格等の物価高騰等の影響を受けた市民の生活支援と消費喚起による事業者の支援を目的として、市が発行するにちなん応援プレミアム付商品券を取扱う特定事業者の公募に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） にちなん応援プレミアム付商品券 市によって発行される商品券で、次に掲げるものをいう。

ア 地元応援券 宮崎県内に本店又は主たる事業所を有する者（県外に本社を置く事業所を除く）で、かつ日南市内に事業所（店舗）を有し、営業を行っている取扱店舗（LP ガス事業者においては、日南市内に事業所（店舗）を有し、営業を行っている取扱店舗）で使用可能な商品券をいう。

イ 共通券 本店又は本社の所在地に関わらず日南市内に事業所（店舗）を有し、営業を行っている取扱店舗で使用可能な商品券をいう。

（2） 特定取引 にちなん応援プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

（3） 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったにちなん応援プレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

（にちなん応援プレミアム付商品券の概要）

第3条 市が発行するにちなん応援プレミアム付商品券は、1冊5千円で販売する。

2 1枚あたりの券面は、千円とし、7枚綴りで1冊（額面7千円分）とする。

3 販売冊数は、予算の範囲内とする。

（にちなん応援プレミアム付商品券の使用範囲等）

第4条 にちなん応援プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 にちなん応援プレミアム付商品券の使用期間は、令和7年4月1日から令和7年8月31日までの間とする。

- 3 特定取引に使用されたにちなん応援プレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。
- 4 にちなん応援プレミアム付商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 にちなん応援プレミアム付商品券は、交付された世帯主及び世帯構成員又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 にちなん応援プレミアム付商品券は、以下の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産又は金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税及び地方税、使用料その他の公租公課

（にちなん応援プレミアム付商品券の販売期間）

第 5 条 にちなん応援プレミアム付商品券の販売期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 8 月 15 日までの間とし、詳細な販売日時については、市が別に定める。

（特定事業者の登録等）

第 6 条 市は、特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

- 2 登録を希望する事業者は、にちなん応援プレミアム付商品券特定事業者申込書兼誓約書（別記様式第 1 号）に必要事項を記載の上、令和 7 年 8 月 31 日までに市の指定窓口へ提出するものとする。

（特定事業者の要件）

第 7 条 特定事業者は、市内の店舗（移動販売車を含む）のうち、次に掲げる事項に該当しない店舗とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業又は設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗
- (2) 特定の宗教又は政治団体と関わる場及び業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
- (3) 第 4 条第 6 項各号に掲げる取引を行っている、又は商品のみを取り扱う事業者の

店舗

- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

（特定事業者の責務）

第8条 特定事業者は、特定取引において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) にちなん応援プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (2) 市が配布する啓発用グッズを、来客者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- (3) 商品券の偽造等の不正の疑いがある場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに市へ報告すること。
- (4) 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと。

2 市は、特定事業者が前項各号に掲げる事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（特定事業者の登録解除）

第9条 特定事業者は、自ら特定事業者の登録を解除したい場合は、にちなん応援プレミアム付商品券特定事業者登録解除届出書（別記様式第2号）を市へ提出し、特定事業者登録証明書を返却しなければならない。

（にちなん応援プレミアム付商品券の換金手続）

第10条 市は、特定取引においてにちなん応援プレミアム付商品券が使用された場合は、市が別に定める方法で関係する特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市が別に指定した場所に、特定事業者登録証明書を提示するとともに、特定取引において受け取ったにちなん応援プレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金申出期間は、令和7年4月2日から令和7年9月16日までとする。

4 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法により、換金の申出を受けた日から2週間を目途に行う。ただし、土日祝日をはさむ場合はこの限りでない。

（紛失等の責務）

第11条 特定取引において受け取ったにちなん応援プレミアム付商品券の盗難、紛失及び滅失は、特定事業者の責務とする。

(市の責務)

第 12 条 市は、特定事業者に対する説明会を実施し、事業の適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めのないことについては、別途、市と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 14 日から施行する。

制定理由

国の補正予算による重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料価格等の物価高騰等の影響を受けた市民の生活支援と消費喚起による事業者支援を目的に、市が発行するにちなん応援プレミアム付商品券を取扱う特定事業者の公募に関し、必要な事項を定めるため。